

2014年9月

第48号

# ぱれっと



(株)北日本ベストサポート  
Tel. 018-883-1888

## 従軍慰安婦問題と報道の責任

従軍慰安婦問題は本当に<sup>おぞ</sup>悍ましく関わりたくない問題の一つである。

しかし、①1996年4月の国連人権委員会の「マクラスワミ報告」で元慰安婦を「軍事的性奴隷」と呼び、我が国に対し国家賠償を勧告した。②韓国では首脳会談開催を日本の誠意ある努力を条件としている③在米韓国人を中心に米カリフォルニア州グレンデール公園に「従軍慰安婦」を象徴する少女の像を設置したほか、米国各地に「慰安婦の碑」が建立されている。

このように、従軍慰安婦問題は戦後69年を経過してもなお問題は拡大の方向を辿り「日本はレイブ国家だ」とのメッセージを未だに世界に発信し続けられている。

そもそもこの問題が急拡大したのは、韓国・済州島で慰安婦を強制連行したとする吉田清治氏の証言をうのみにして、朝日新聞が1982年9月2日「済州島で200人の若い女性を『狩り出した』と報じたことが発端で、その後90年代初めにかけて同趣旨の記事を16回掲載されたと言われている。

また、同新聞は92年1月の記事で(慰安婦を)「主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その数は8万とも20万とも言われる。」と記した。吉田証言が国連人事委員会のマクラスワミ報告にも引用され、この挺身隊誤報記事が元慰安婦への「おわびと反省」を表明した河野談話作成の発火点となったとされている。

かかる報道について92年4月30日産経新聞に疑問を投げかける記事が掲載され、その後、様々な方面から真偽を疑う声が相次いでいた。

朝日新聞は8月5日の朝刊で「慰安婦にするために女性を強制連行したとする吉田清治氏の証言は虚偽だと判断」し取消し、さらに「女子勤労挺身隊」と慰安婦を誤って混同し「誤用」した記事を複数回掲載したことを認めた。

日本を代表するメディアの誤報によってどれだけ国際社会に日本の負のイメージを深く印象づけ、日本と日本人の名誉を大きく傷つけられたか計り知れないものがある。

報道における「誤報」や(言葉の)「誤用」はありうることだ。しかし、他から疑問の声が寄せられていながらその後も同趣旨の報道を繰り返し20年以上にわたって日本の信用を毀損させている大問題であるにもかかわらず十分な裏付け調査を怠り、誤りを放置してきた責任は大きい。今回の問題は「事実の報道」に優先させて「自社の主張」を優先させてきたきらいはなかったか反省する必要がある。

従軍慰安婦問題は一部の新聞報道によって歪められたものとなっているが、日本の名誉回復を計り次世代に汚名を残さないためにも、早急に誤りを是正する活動に着手し「真に女性の人権を尊重し権利を守る」議論を展開して欲しい。



アノネ

がんばらなくても

いいからさ

具体的に

動くことだね

みつを

K君へ

ともかく

具体的に動くことだね。

いま、ここ、を

具体的に動く・・・

それしかないね。

具体的に動けば

具体的な答えが出るから。

自分の期待通りの答えが

出るかどうか

それは別として

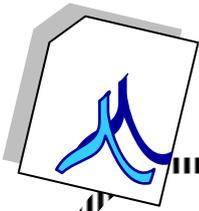
具体的に動けば

必ず具体的な答えが出るよ。

そして・・・

動くのは自分。

相田 みつを



## アントニン・ドヴォルザーク

- 1841年9月8日 プラハ近郊のネラホゼヴェスに生まれ、生家は宿屋・肉屋を営んでいた。
- 1847年 6歳 小学校に入学。校長のヨゼフ・シュピッツにヴァイオリンの手ほどきを受け、見る間に上達。  
8歳 教会の聖歌隊員。9歳 アマチュア楽団のヴァイオリン奏者となる。和声学・音楽理論の基礎も勉強する。
- 1857年 プラハの音楽学校へ入学。1859年卒業。
- 1859年 卒業後カレル・コムザーク楽団にヴィオラ奏者として入団。
- 1866年 指揮者のスメタナと出会い直接指導を受ける。
- 1871年 オーケストラを辞し作曲の創作活動を中心に活動。
- 1874年 プラハ聖ヴォイチェフ教会のオルガニストに就任。  
交響曲第3番、第4番ほかをオーストリア政府の国家奨学金審査に提出し奨学金を得ることとなった。
- 1876年 弦楽五重奏曲ト長調で芸術家協会芸術家賞を獲得する。
- 1884年 ロンドン・フィルハーモニック協会名誉会員に推薦される。
- 1891年 ニューヨーク・ナショナル音楽院院長に就任。
- 1894年4月 ニューヨーク・フィルハーモニーの名誉会員に推される。
- 1898年 芸術科学名誉勲章受賞。(これまでブラームスのみ受賞)
- 1901年 オーストリア貴族院終身議員に任命される。
- 1901年7月 プラハ音楽院院長に就任。
- 1904年5月1日 脳溢血で逝去。享年62歳。葬儀は国葬により執り行われた。

## おすすめの BOOK



### 『約束の向こうに』

作者 佃 祐世

講談社

著者は現在弁護士。裁判官の夫がガンで倒れ闘病生活の果てにお亡くなりになった。4人の子供をもつ37歳の専業主婦が、生前夫との「司法試験に挑戦する」ことの約束を果たすための奮戦記だ。

4女はまだ乳児。授乳の合間に本を読み、皿洗いの中で暗記をした。

1日10時間近くの勉強。司法試験挑戦3回目で見事合格。(法科大学院卒業者は3回で合格できなければ受験資格を失う)

夫の死、幼少の子供たちを抱え、受験には困難な環境の中、目標に向かってひた向きに頑張り抜く姿勢に頭が下がる。人との温かい愛や絆の物語でもある。

## 生命保険を活用した相続対策

相続対策には、大きく分けて「納税資金対策」「相続税負担軽減対策」「遺産分割対策」の3つがあるといわれています。

また、保険料の生前贈与は相続財産の縮減方法の一つです。

死亡保険金や死亡退職金は、法定相続人に係る非課税措置があり、受け取った保険金等は現金として相続税の支払財源にもなります。また保険料の贈与により計画的で確かな生前贈与を実行することができるのと同時に支払われる死亡保険金は、遺産分割にあたって、円満な相続のための代償交付金に充当することもできます。そこで、相続税を納税するための資金準備対策として生命保険を活用することが多い「納税資金対策」を考えてみましょう。

### (1) 非課税財産としての死亡保険金

被相続人の死亡によって相続人等が受ける生命保険契約の死亡保険金で、被相続人が保険料を負担していたものは、相続財産とみなされます。この場合、相続人が受け取った死亡保険金のうち「500万円×法定相続人の数」が非課税限度額となります。したがって、相続税がかかる世帯にとっては金融商品を相続するよりも死亡保険金で相続した方が、

相続税が課税されない財産を残すことになり、有利といえます。

### (2) 納税資金対策として生命保険を活用

相続財産の約52%が不動産といわれています。(第137回国税庁統計年報H23年度版)

相続発生後、相続税納税のために土地等を売却すると、転居の必要性、土地等の取引に時間がかかる、希望する価格で売却できない等の問題が生じます。さらに、譲渡に伴う所得税・住民税の支払いも発生。また、延納や物納は許可手続きに時間がかかるうえに、特に物納は現金等の相続財産がある場合は一般に認められません。そこで、確実に準備できる納税資金対策として生命保険の活用があげられます。

それでは、生命保険の相続対策に欠点はないのでしょうか？

最も致命的なものは生命保険に加入できないケースです。健康上の問題があれば契約の引き受けに条件が付いたり、最悪の場合は引受謝絶になります。相続を意識する年齢となると健康とコストがハードルになる場合がありますので注意が必要です。



### 【編集後記】

広島市で20日未明大規模な土砂災害が多発し、100名に近い死者・行方不明者を出し、懸命に不明者探しが続いている。

被災地では15年前にも大規模災害を経験しているが、その経験を十分に生かすきれなかったのかもしれない。

それにしても、このところの天候は異常という他ない。8月初めに四国地方が記録的集中豪雨で災害が発生したばかりである。

全国で土砂災害の危険区域は52万箇所にも昇ると言われている。日本では山岳に隣接した災害危険地帯が多い。備えあれば憂いなし。とにかく先手を打って身の危険を避けるため日頃から避難準備、避難訓練をしておきたい。

(8月22日)